

助成金を支給！

助成率は3分の2!!



2019年度「働いたら滋賀！人材育成助成金」

採用後3年以内の従業員の人材育成に取り組む中小企業等に、助成金を支給します！

◇申請できる事業主の要件

- ・県内に本社または主たる事業所があること。
- ・人材育成に要する費用を助成事業主が負担していること。
- ・同一の人材育成について国または地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- ・県企業情報サイト「WORKしが」に企業情報を掲載していること。等

◇助成対象期間

- ・申請に基づき県が交付決定をした日から2020年3月31日までの間に実施および経費の支払いをしたもの。

◇申請受付期間

- ・2020年2月14日（金）まで
（予算の範囲を超えた場合は、受付期間内であっても受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。）

採用後3年以内の正規雇用労働者へのOFF-JT研修が対象！



**交付決定日から
2020年3月31日までに研修と経費の
支払いをしてね！**

◆詳細については、滋賀県ホームページ

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/302826.html>)
をご参照ください。

【お問い合わせ先および申請先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 職業能力開発係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）
TEL：077-528-3755 Email：fe0003@pref.shiga.lg.jp



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

助成対象となる中小企業等の範囲

次の表の「資本の額または出資の総額」または「企業全体で常時雇用する労働者の数」のどちらかの基準に該当すれば、助成対象となる中小企業等になります。

なお、資本金を持たない事業主は「企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。

(例：一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合)

また、「業種」は、総務省の日本標準産業分類の業種区分に基づきます。

業 種	資本の額または出資の総額	企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金活用例

- ・新入社員フォロー研修
- ・プログラミング研修
- ・簿記研修
- ・営業力強化研修
- ・接客力向上研修 等

◇助成対象となる経費

- ・受講料、入学料
- ・教科書代
- ・講師謝金
- ・会場借上費 等

いろいろな
研修に
使えるよ！

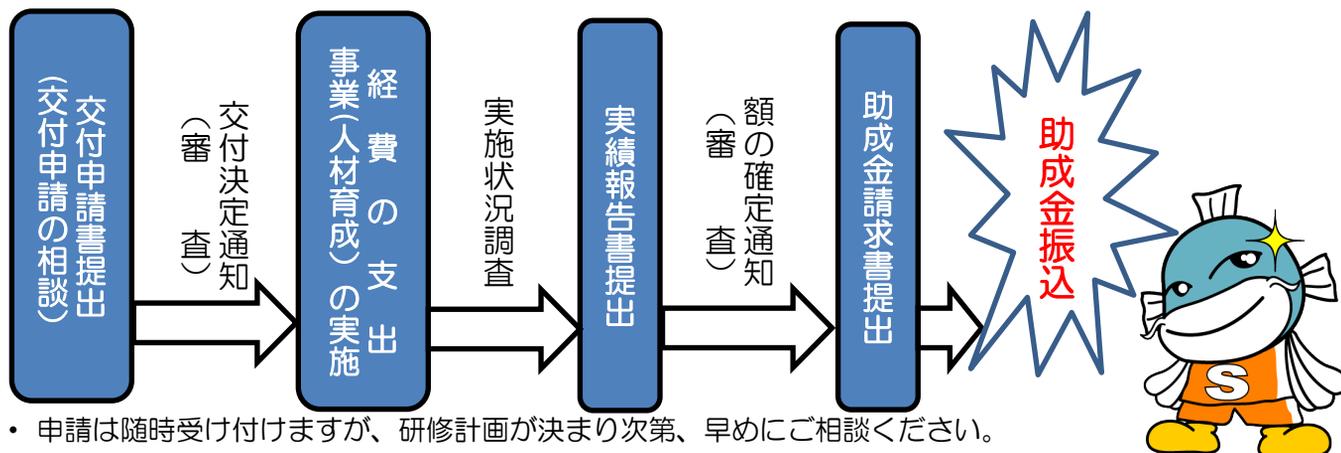
◇助成対象外の人材育成

- ・通信教育、eラーニング形式で行われる人材育成
- ・趣味・教養を身に付けることを目的とするもの
- ・通常の事業活動の範囲内と認められるもの 等

1企業あたりの
上限15万円！



手続きの流れ



・申請は随時受け付けますが、研修計画が決まり次第、早めにご相談ください。